

会報 No.417 令和7年2月3日(月) 発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-airo-forum.com



めぐろ青色申告会
ホームページ

令和6年分 決算・個人サポート



予約は お済みですか？

令和6年分決算・個人サポートのご予約はお済みですか？
まだの方は 令和6年12月に配布した予約申し込みのお知らせ
(イメージ右) をご覧ください(HPに掲載あり)

【予約方法】

- ①ファックス (本会報P4へ掲載あり)
 - ②ハガキ (要 切手貼付)
 - ③インターネット (www.meguro-airo-forum.com)
- ①②③のいずれかでお早めにご予約ください

決算サポート予約フォーム→



ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

e-Tax代理送信をご希望の方は、
東京税理士会目黒支部のご協力
により、2月中にサポート受講終
了の方が対象予定です。*

*e-Tax代理送信は、送信件数により
お断りする場合があります。

決算・個人サポート期間の注意事項とお願い

☑資料が足りない^①と再来局が必要^②になる場合があります！

- ◆所得控除関連の証明書 ※控除を適用する場合、控除証明書が必要です。
- ◆医療費控除について
医療費控除の明細書【内訳書】にご記入いただきお持ちください。
(領収書は添付しません。5年間保管が必要です)



〈持ち物チェックリスト〉



国税庁ホームページ
(医療費控除を受ける方へ)

☑記入漏れ、計算誤り、申告漏れにご注意ください

※売上(事業収入)、仕入、経費等、来局前にもう一度ご確認ください。



国税庁ホームページ
(こんな収入の申告漏れにご注意)

**ご協力を
お願いします!!**



☑他の会員の方へのご迷惑となります！

- ×集計や添付書類、帳簿等が不完全なままの予約。
- ×予約当日キャンセルや連絡なしのキャンセル。
- ×「保険料の証明書があった」などの決算サポート終了後の訂正。

決算期サポーターが不足しています。できる限り1回の受講で終了するよう収支等 年間の集計をまとめての再来局をお願いします

決算・個人サポート受講3回目になる方は特別会費を1,100円(税込)追加いたします(住宅借入金控除、新築等 別途特別会費対象者を除く)

65・55万円青色申告特別控除の適用を希望される方へ

《貸借は一致していますか?》

事前サポートの受講なく、貸借対照表の不一致や、一致していても内容が不備の状態^①で決算サポートを受講された場合は、10万円控除とさせていただきます。

- 総勘定元帳の①現金残高が一日でもマイナスとなっている
②預金残高が通帳残高と違っている
③各勘定科目の残高がマイナスとなっている など

65万円・55万円の
青色申告特別控除は
適用できません

e-Tax 代理送信について

2月末締め切り予定ですが、人数によっては早まる場合があります。希望者は早めの受講をお願いします

譲渡・交換買い替えがあった方

本財団では譲渡サポートは実施していません
事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」を
お持ちください。

税務署へ相談する方へ

譲渡した物件が、事業・不動産の資産の場合、
前年の決算書や譲渡に関わる資料をご持参して
ください。

新築・改築があった方

本財団で事前サポートを受けていない方は
受講が複数回必要です！

必要書類(特に工事内容がわかる見積書等)を
持って2月中に受講してください。

※要特別会費

本財団では、職員がサポート対応のため、電話でのご質問にお答えできません

決算・個人サポート期間中の質問は…下記の方法でご確認ください

令和6年分
確定申告特集



確定申告期に多い
お問合せ事項Q&A



タックスアンサー
(よくある税の質問)



〈国税庁ホームページ〉

<https://www.nta.go.jp>

〈目黒税務署 自動音声サービス〉

- ①03-3711-6251へ電話
- ②自動音声に従い「0」を選択
- ③相談内容に応じた番号選択

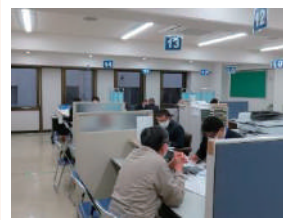
新築、リフォーム「家づくり」のこと お気軽ににご相談ください ※決算・個人サポート期間中も対応いたします

完全予約制<消費税 決算・個人サポートのご案内>

会場：目黒青色申告会館
 期間：令和7年3月13日(木)～3月31日(月)<土・日・祝日除く>
 予約方法：1/23～3/10の所得税の決算・個人サポート期間内で
 所得税の申告完了後に、ご予約をお受けいたします
 持ち物：令和4、5、6年分の決算書と申告書(所得税)
 令和4、5年分の決算書と申告書(消費税)
 令和6年分の帳簿
 税率区分表 など
 (税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ税率別に区分し、集計したものです)
 ※詳しい内容は受付時にお渡しいたします



特別会費：4,400円(税込)



国税庁ホームページ
消費税の確定申告が
必要になる人はどんな人？



国税庁ホームページ
インボイス発行事業者の登録を
受けた方の確定申告について

◆インボイス発行事業者に登録した方 (課税売上高が1,000万円以下であっても)

※年の途中でインボイス発行事業者の登録を受けた場合、
登録日からその年の12月31日までの消費税の申告が必要です。

消費税は「延納制度」がありません。今から納税準備をしておきましょう

消費税の
確定申告が
必要です！



申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存
していない事業者の方は加算税が
重くなります！

最大
10%
加重

詳しくはコチラ



申告漏れがあった場合
売上げに関する帳簿を作成・保存
していない事業者の方は加算税が
重くなります！

改正
内容
帳簿を作成・保存する義務の
売上げに関する帳簿を保存し
売上げについての記載が不足
において把握された場合には、従来
申告漏れ等に対して適用される
無申告加算税の割合が最大1
0%加重されます。
※ 令和5年1月より適用に改正申請期間が設
けられております。
(例) 申告漏れ等の場合は、令和3年分の期
間から適用されます。

対象となる事業者
● 事業所得、不動産所得、山林
を行う個人事業者
● 法人
● 消費税の課税事業者

対象となる帳簿
● 仕訳簿・総勘定元帳の売上げ(収入)の金額が
● 売上簿・現金出納帳などの売上げ(収入)の金額が
できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、
加算税の加重措置に関するQ&Aについて
は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 令和4年9月

国税庁ホームページ 加算措置に関するQ&A

■当分の間の対応として、收受した日付等を
記載した「リーフレット」が交付されます。
希望される方は、税務署窓口へ
お申し出ください。

申告書等の(控え)の作成及び保有、提出年月日の
記録・管理をおすすめします。



税務署での收受日付印の押なつが廃止されました
令和7年1月より、国税に関する手
続等の見直しの一環として、申告書等
の控えに收受日付印の押なつが廃止さ
れました。
確定申告書や各種届出書は「提出用」
のみ提出します。



国税庁ホームページ
令和7年1月からの
申告書等の控えへの
收受日付印の押なつについて

木質系ハウスメーカーのミサワホーム(株)と提携

1月号でお知らせのとおり、昨年11月のミサワホーム(株)との業務提携により、(一財)青色
家づくり支援機構の提携先は4社となりました。

これにより、家づくりの選択肢がさらに広がり、お客様により多様で魅力的なご提案が
できるようになりました。新築はもちろん、補助金や助成金制度もお気軽にご相談ください。

<提携先>

パナソニックホームズ(株) 旭化成ホームズ(株) 大和ハウス工業(株) 新!ミサワホーム(株)



一般財団法人
青色家づくり支援機構

「無料法律相談」顧問弁護士が対応します 「相続税申告、所得税(譲渡)申告」税理士紹介いたします



FAX送信方向

令和6年分決算・個人サポート ファックス予約申込書

| | | | |
|------|---|---|---|
| 予約日時 | 月 | 日 | 時 |
|------|---|---|---|

★階段移動が困難で、1階でのサポートを希望 する

| |
|--------|
| 会員 No. |
| 会員名 |
| 住所 |
| 電話 () |
| 業種 |

- ※この用紙に直接記入し、送信ください。
送信後は本人控えとして、予約当日に受付にご提出ください。
- ※送信ミスのないよう送信記録をご確認ください。
- ※希望日時が定員に達して、予約できないときのみ、事務局からご連絡いたします。
- ※予約の変更は他の会員さんにご迷惑がかかります。やむを得ない場合以外の予約変更はお控えくださいますようお願いいたします。

重要事項

適切なサポートのために必要です。必ずご記入ください。

1~16で該当する番号をすべて○印で囲んでください。〈 〉内は
いずれかを○で囲み、下線部には必要事項を書き込んでください。

1 下記2~16に該当しない

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 2 新規開業の方：令和6年____月に開業した | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 3 建物を新築した | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 4 大きな修繕をした：____万円程度 | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 5 土地・建物等を購入した | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 6 相続があった | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 7 車を購入（または買換）した | 〈 済 ・ 未 〉 |
| 8 青色申告特別控除65・55万円の適用 〈 継続 ・ 初めて 〉 | 〈 済 ・ 未 〉 |

〈事前サポート受講 ↓〉

※初めての方で事前サポートを受けていない方は、ご自身で貸借対照表を一致させてからご来局ください。
65・55万円控除適用のための複数回受講はお断りする場合があります。
※代理送信は日程等により希望に添えない場合があります。

- 9 土地・建物等を売却（または買換）した
※事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」をお持ちください。
- 10 本財団に令和6年4月以降に入会した
- 11 令和6年3月以前からの会員で初めて受講する
- 12 特定口座以外の株式等の譲渡があった ⇒ 税務署にて、計算書を作成してきてください。
- 13 特定口座の株式等譲渡 〈 有 ・ 無 〉
- 14 外国税配当 〈 有 ・ 無 〉
- 15 令和6年中に 〈 休業 ・ 廃業 ・ 事業主死亡 〉 した
- 16 同日に家族の方もサポートが必要な方 → _____人分
※サポートを受けるご家族のお名前、業種をご記入ください

お名前： _____ 業種： _____

めぐろ青色申告会事務局行 24時間受付
FAX：03-3713-1185

ファックス予約申込書・キリトリ線

※決算・個人サポート予約をファックスで申し込む場合は、この予約申込書に必要事項をご記入いただき、お送りください。